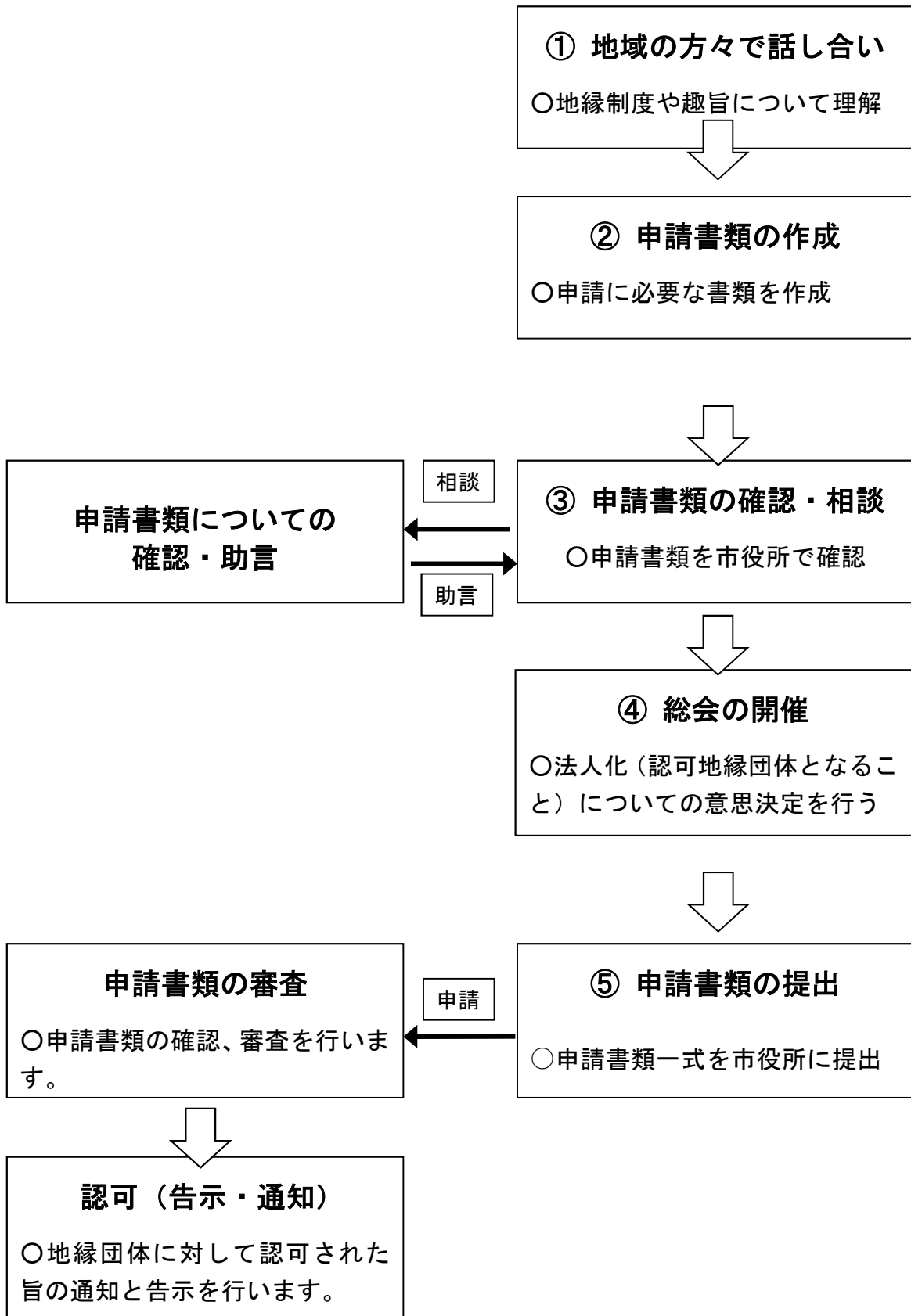


認可申請手続き手順

【周南市】

【自治会】



①地域の方々と話し合い

認可申請を行う前に、地域の方(自治会内)で、この制度や趣旨について話し合い、理解していただく必要があります。

②申請書類の作成

認可申請をすることについて話し合いをしたのち、総会に諮る前に規約制定(改正)案を作成する必要があります。

③申請書類の確認・相談

規約制定(改正)案を作成後、総会を開催する前に、地域づくり推進課に持参され、事前に内容についての確認と協議をお願いします。

④総会の開催

自治会内で総会を開催していただきます。

総会で諮っていただくこととしては、

- 認可を申請する(認可地縁団体となる)ことについて
- 自治会規約の制定(改正)について
- 役員を選出について

の、主に3点をお諮りいただき、法人化(認可地縁団体となること)についての意思決定を行います。

⑤申請書類の提出

総会開催後、議事録など申請に必要な以下の書類を、市に提出します。

〈必要書類〉

- 認可申請書
- 規約
- 認可申請することについて、総会等で議決したことを証する書類(議事録等)
- 構成員名簿(会員の住所・氏名)
- 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(総会書類等に添付されている活動報告等)
- 申請者が代表者であることを証する書類(就任承諾書等)
- 区域を示すもの(地番一覧、自治会内区域図、自治会位置図)

市が、申請書類の確認後、地縁による団体(法人格)として認可し、告示します。